

第2次南房総市地域福祉計画・  
地域福祉活動計画  
【概要版】

～あったかささえあいプラン～

[令和8年度～令和12年度]



令和8年3月

南房総市

社会福祉法人 南房総市社会福祉協議会

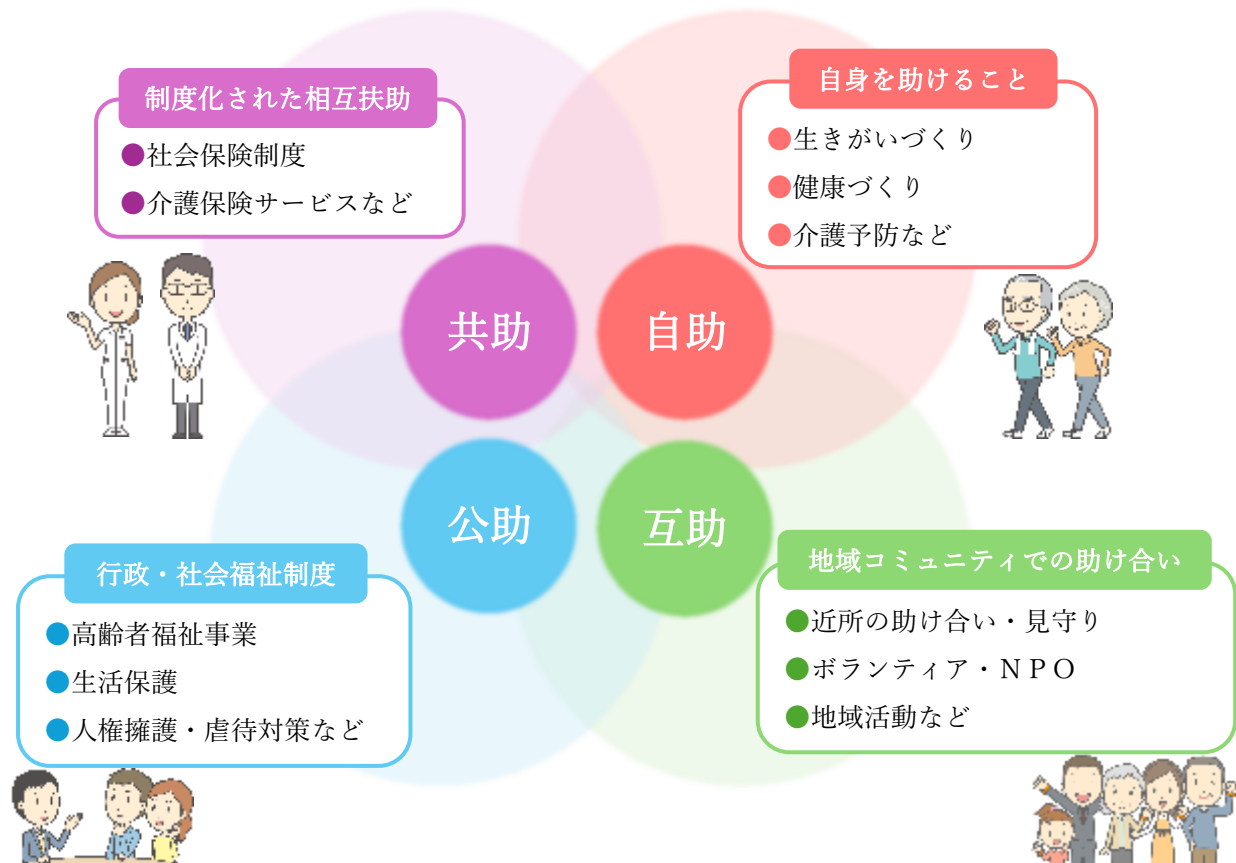
# Ⅰ | 計画策定の背景

## (1) 「地域福祉」とは（地域福祉の考え方）

近年、全国的に少子高齢化の進行や社会的孤立の深刻化、多様な生活課題の複合化が進み、地域全体で誰もが安心して暮らせる仕組みづくりが強く求められています。このような状況下で、地域福祉は重要な役割を果たしています。

「地域福祉」とは、子どもから大人まで、地域に住む誰もが安心して自分らしく過ごせるよう、様々な担い手（地域住民・事業者・行政機関など）が連携・協働しながら、地域が抱える課題を解決するために取り組んでいくことです。地域福祉を推進するためには、「自助：自身を助けること」「互助：地域コミュニティでの助け合い」「公助：行政・社会福祉制度」「共助：制度化された相互扶助」に基づきながら、地域の一人ひとりが役割を果たしながら連携・協力をするのが大切です。

地域の人と人とのつながりを大切にしながら、互いに支え合う仕組みを築いていく（地域福祉を実践する）ためには、それぞれ異なった個性を持った人々が、お互いの個性を尊重し、他の人や行政などと協力しながら地域社会をつくっていくことが重要です。このような取り組みを通じて、年齢や障がいの有無、経済状況などにかかわらず、誰もが地域で自分らしく暮らし続けられる「地域共生社会」を目指す必要があります。



## 2 | 計画の目的と位置づけ

### (1) 計画の目的

本計画は、南房総市で地域福祉を着実に前進させることを目指しており、以下の2つの計画を一体的に策定しています。市の地域福祉推進に関わる全ての方が「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方を共有し、地域課題に気づき、その解決に向けた取り組みを支えることで、「地域共生社会」の実現を図ることがこの計画のねらいとなります。

#### ① 社会福祉法に基づく「市町村地域福祉計画」

この計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として、地域福祉の推進に関する事項をまとめた計画です。

#### ② 社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」

この計画は、社会福祉法第109条に基づき、南房総市社会福祉協議会が中心となって地域福祉の推進のために果たすべき役割を明確化するために策定する「地域福祉活動計画」としての位置づけを包含するものとして、一体的に策定しています。

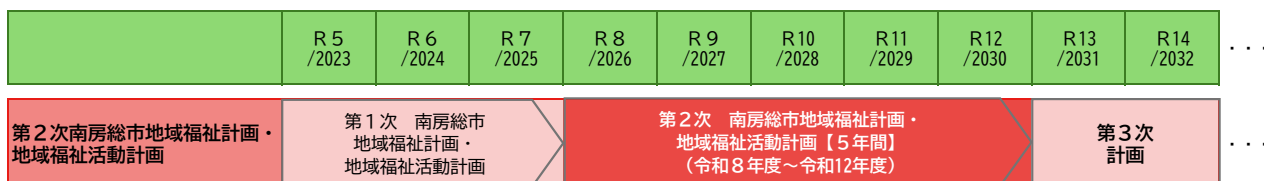
### (2) 計画の位置付け

本計画は、市の最上位計画である「南房総市総合計画」のもと、高齢者、障害者、子ども・子育て支援など、個々の福祉分野に共通するテーマに関する取組方針を定めた、福祉分野の基本計画として位置づけられます。

さらに本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく「地方再犯防止推進計画」の内容を含む形で策定しています。

## 3 | 計画の期間

この計画の期間は、令和8年度から、令和12年度までの5年間とします。ただし、国や県などの動向を踏まえ、社会状況の変化や関連計画との調整を考慮して、必要に応じて見直しを行います。



## 4 | 計画の基本理念

全国的に、少子高齢化の加速や社会的孤立の深刻化、多様な生活課題の複合化により、地域共生社会の実現に向けた「つながり」と「支え合い」の重要性が一層高まっています。

法務省が作成する犯罪白書においても指摘される再犯防止や、近年深刻となっている生活困窮者への支援、災害時の要配慮者支援や交通アクセスの格差など、地域全体の安心づくりにおいては幅広い課題が山積しています。

本市においても、人口減少・高齢化、地域のつながり希薄化、福祉的活動の担い手不足、交通・災害・空き家課題などが顕在化し、住民の声からも多世代交流や包括的支援の強化が強く求められています。

南房総市では、平成30(2018)年度に『第2次南房総市総合計画』(2018年度～2027年度)を策定し、市の将来像を「ひと・ゆめ・みらい 地域で創る魅力の郷 南房総」として掲げています。

また、この総合計画において保健・医療・福祉の分野では「優しく安心して暮らせる南房総」を基本方針とし全ての市民が生涯を通じて安心し、生きがいを持って暮らせるまちづくりを推進しています。

全国全ての地域で「つながり」と「支え合い」がますます大切になる中で、総合計画の「優しく安心して暮らせる南房総」という基本方針に沿って、本市らしさを大切にしながら実行してきた「みんながつながり支え合う みんなにやさしいまちづくり」という基本理念を引き継いでいくことが、今後の地域共生社会を目指す上においても重要となります。

この基本理念を第2次計画においても大切に守り、地域の変化に寄り添った取り組みをさらに深めていくため、この計画の基本理念は前回計画を踏襲し次のとおり定めます。

### 基本理念

**みんながつながり支え合う**

**みんなにやさしいまちづくり**

## 5 | 計画の展開（取り組みの体系）・内容

### 基本理念

みんながつながり支え合う

みんなにやさしいまちづくり

### 基本目標

1. 支え合い助け合い  
『人』がつながる  
まちづくり

2. 誰もが安心して  
『夢』を持って暮らせる  
まちづくり

3. 一人ひとりに  
寄り添い  
『未来』へつなげる  
まちづくり

### 取組の方向性

1. 住民みんなで地域のつながりを育てる
2. 地域の関係機関がつながり合い、協働して取り組む
3. 地域での交流と出会いの機会を充実させる
4. 災害に備えた地域の連携体制を強化する
5. 誰もが安心して外出できる地域をつくる
6. 福祉活動への関心を高め、参加する人の輪を広げる

1. 最期まで自分らしく過ごせる地域をつくる
2. 心とからだの健康づくりに取り組み、いきいきと暮らせる時間を増やす
3. 安心して子どもを産み育てられる地域づくりを進める

1. 一人ひとりに寄り添う相談体制を整える
2. 困りごとを抱える人をみんなで支える
3. 地域で生活するための環境を整える

## 基本目標 | 支え合い助け合い『人』がつながるまちづくり

### 1 住民みんなで地域のつながりを育てる

#### 【市民のみんなができること】

○日ごろからあいさつや声かけを通じて、ご近所とのつながりを大切にしましょう。

#### 【市が取り組むこと】

○高齢者の生活支援体制を整備し、見守りや生活支援のしくみづくりを進めます。

#### 【社会福祉協議会・福祉関係機関が取り組むこと】

○住民相互に取り組む活動を支援し、地域ごとの特色あるささえあい活動を広げます。

### 2 地域の関係機関がつながり合い、協働して取り組む

#### 【市民のみんなができること】

○身近な自治会やNPO、市民活動団体、福祉団体などに関心を持ち、自分にできるかたちで参加・協力しましょう。

#### 【市が取り組むこと】

○地域の主体的なまちづくりや協働の取り組みを支援します。

#### 【社会福祉協議会・福祉関係機関が取り組むこと】

○福祉団体への支援や連携支援を行い、団体同士が互いの活動を知り合い、協力し合える体制づくりを進めます。

### 3 地域での交流と出会いの機会を充実させる

#### 【市民のみんなができること】

○近くの公民館や集会所、サロン、子育て支援拠点などに積極的に参加し、地域の交流の輪を広げていきましょう。

#### 【市が取り組むこと】

○高齢者同士や多世代との交流の場づくりを支援します。

#### 【社会福祉協議会・福祉関係機関が取り組むこと】

○地域のボランティアや団体と連携し、多様な交流プログラムや見守り活動と結びついた居場所づくりを進めます。

### 4 災害に備えた地域の連携体制を強化する

#### 【市民のみんなができること】

○日ごろから地域の防災訓練や避難訓練に参加し、災害時の行動や避難場所を家族や近所の人と確認しておきましょう。

#### 【市が取り組むこと】

○平時から災害時を見据えた総合的な支援体制づくりを進めます。

#### 【社会福祉協議会・福祉関係機関が取り組むこと】

○災害により生活に困難を抱えた世帯に対し、早期の生活再建に向けた支援を行います。

## 5 誰もが安心して外出できる地域をつくる

### 【市民のみんなができること】

- 地域のバスや移送サービス、移動販売などの仕組みを知り、自分や家族だけでなく、周りの人にも情報を伝えるようにしましょう。

### 【市が取り組むこと】

- 高齢者や障害のある人などの移動手段の確保に取り組めます。

### 【社会福祉協議会・福祉関係機関が取り組むこと】

- 公共交通の利用が難しい方の通院や買い物などの外出を支援します。

## 6 福祉活動への関心を高め、参加する人の輪を広げる

### 【市民のみんなができること】

- 学校や地域で行われる福祉教育や体験学習、講座などに積極的に参加し、支え合いの大切さについて学びましょう。

### 【市が取り組むこと】

- 近年担い手不足が深刻化している介護人材の確保に向け、関係機関や事業所と連携し、様々な取り組みを推進します。

### 【社会福祉協議会・福祉関係機関が取り組むこと】

- ボランティアや市民活動を継続・発展していくことができるよう環境整備を進めます。

## 基本目標2 誰もが安心して『夢』を持って暮らせるまちづくり

## 1 最期まで自分らしく過ごせる地域をつくる

### 【市民のみんなができること】

- 高齢者や障害のある方の様子に気を配り、日ごろから声かけや見守りを行い、困りごとがあれば周囲に相談しましょう。

### 【市が取り組むこと】

- 配食等を実施し、外出が難しい高齢者などの食生活を支援します。

### 【社会福祉協議会・福祉関係機関が取り組むこと】

- 地域での交流活動や見守り活動を広げ、孤立を防ぐ取り組みを推進します。

## 2 心とからだの健康づくりに取り組み、いきいきと暮らせる時間を増やす

### 【市民のみんなができること】

- 健康相談や検診の機会を活用し、早期発見・早期対応を習慣づけましょう。

### 【市が取り組むこと】

- 住民一人ひとりが健康知識を身につけ、必要に応じて生活習慣を改善することができるよう支援します。

### 【社会福祉協議会・福祉関係機関が取り組むこと】

- サロン活動を推進し、交流を通じて心身の健康維持・孤立防止を図ります。

### 3 安心して子どもを産み育てられる地域づくりを進める

#### 【市民のみんなができること】

○公園や遊び場をきれいに保ち、子どもたちが安全に遊べる環境づくりに協力しましょう。

#### 【市が取り組むこと】

○妊娠期から出産・育児期まで、切れ目のない継続的な支援を行います。

#### 【社会福祉協議会・福祉関係機関が取り組むこと】

○子育て家庭へ経済的な支援を実施し、子どもの健やかな成長を促進します。

## 基本目標3 一人ひとりに寄り添い『未来』へつなげるまちづくり

### 1 一人ひとりに寄り添う相談体制を整える

#### 【市民のみんなができること】

○困っている人や相談したい様子の人を見かけたら、気軽に声をかけて話を聞き、必要な相談先につなげましょう。

#### 【市が取り組むこと】

○民生委員・児童委員活動への支援を行い、地域に根ざした身近な相談体制を強化します。

#### 【社会福祉協議会・福祉関係機関が取り組むこと】

○相談内容に応じて、市や関係機関、専門家と調整し、一人ひとりに合った支援につなげます。

### 2 困りごとを抱える人をみんなで支える【再犯防止推進計画】

#### 【市民のみんなができること】

○困りごとを抱える人を偏見なく受け止め、支え合いの輪に迎え入れるよう心がけましょう。

#### 【市が取り組むこと】

○社会を明るくする運動の実施により、非行防止や更生支援の地域意識を高めます。

#### 【社会福祉協議会・福祉関係機関が取り組むこと】

○後見制度や意思決定支援を必要とする方に必要な支援が届くよう、成年後見制度の利用促進に努めます。

### 3 地域で生活するための環境を整える

#### 【市民のみんなができること】

○移住者や新規就農者など、地域で活躍する人を温かく迎え入れ、支え合いの輪に加えましょう。

#### 【市が取り組むこと】

○新規就農者への支援、漁業後継者の育成、空き家の利活用など、生活基盤強化のための多様な施策に取り組みます。

#### 【社会福祉協議会・福祉関係機関が取り組むこと】

○生活が困難な人の働く意欲やスキルを育て、自立に向けた第一歩を支えます。

あったかささえあいプラン 南房総市地域福祉計画・地域福祉活動計画（概要版）

令和8年3月

編集 南房総市 保健福祉部 社会福祉課 TEL：0470-36-1151  
社会福祉法人 南房総市社会福祉協議会 TEL：0470-29-3729